

令和5年春号

相続対策に生命保険を活用する

5つのポイント



相続対策における生命保険の活用

個人の相続対策において、生命保険を上手に活用すれば、様々なメリットがありますが、今回はそのうち5つをご紹介します。

目次

- 1.5つのメリットとは？
- 2.相続税における非課税枠
- 3.受取人を指定
- 4.遺産分割協議の対象外
- 5.相続放棄でも受け取り可能
- 6.代償分割時の資金確保

相続対策における生命保険の活用 5つのメリット

相続対策における生命保険活用には様々なメリットがありますが、今回は5つをご紹介します。

メリット項目	具体的な内容
相続税における非課税枠	死亡保険金は「500万円×法定相続人数」の非課税枠あり
受取人を指定	被相続人が生前に受取人を指定、複数人も変更も可能
遺産分割協議の対象外	他の相続人の同意不要で、単独で手続きが可能
相続放棄でも受け取り可能	相続放棄していても、受け取れる
代償分割時の資金確保	代償分割資金として被相続人が準備できる

さらに、詳しく確認していきましょう。

相続税における非課税枠

死亡保険金については、相続税において非課税枠があり、**「500万円×定相続人数」**までの金額は**相続税が非課税**となります。

例えば、法定相続人数が3人の場合なら「500万円×3人=1,500万円」の非課税枠となります。死亡保険金が1,500万円であれば、「死亡保険金1,500万円 - 非課税枠1,500万円=0円」となり、相続税評価額は0円となります。

一方、現預金には非課税枠はありません。現預金1,500万円の場合の相続税評価は1,500万円となります。

それがゆえに、**現預金を生命保険に変えておくことは、相続対策の王道**とされています（今後の税制改正において非課税枠が縮小される可能性はあります）。

なお、保険契約は「契約者・被保険者・受取人」を指定しますが、相続税が課税されるのは被保険者と保険料負担者が同一の場合ですので、ご注意ください。

受取人を指定

被相続人が生前に保険契約の受取人を指定できますので、被相続人の意向が反映されます。また、受取人については、複数人も可能です。契約後であっても変更することも可能ですし、回数制限もありません。いつでも何度でも受取人変更は可能であり、受取人の変更時に贈与税などが課税される心配もありません。

一方、現預金を生前に名義変更した場合には、贈与税の課税対象となる恐れがあります。

遺産分割協議の対象外

遺言がないケースでは、通常は相続財産は相続人の間で遺産分割協議をしなければ取得することはできません。

しかし、生命保険金については、事前に受取人が指定されていますので、保険金の受け取りについては他の相続人が介入することはなく、受取人が単独で生命保険会社で手続きをし、受け取ることができます。

相続人全員での遺産分割協議が整わない場合には、被相続人名義の預金を引き出すことは原則出来ませんが、生命保険の場合は受取人単独で手続き可能ですので、早期に現金化できるというメリットもあります。

相続放棄でも受け取り可能

「被相続人の財産<負債」の場合に通常は負債を引継がなくてもいいように「相続放棄」します。

死亡保険金は民法上の相続財産ではありません。あくまでも相続税法上のみなし財産とされているので、相続を放棄をしたとしても、死亡保険金は放棄の対象とはならず、受け取ることが可能です。

一方の現預金の場合では、相続放棄をすると受け取ることが出来なくなります。

【「相続放棄した相続人=受取人」のケース】

契約者・被保険者が夫、死亡保険金の受取人が妻の場合、妻が受け取った死亡保険金は妻固有の財産となり、妻が相続放棄していても死亡保険金を受け取れます。

しかし、この死亡保険金は相続税法上はみなし相続財産として相続税の課税対象に含める必要があります。なお、死亡保険金の非課税枠の適用を受けることはできません。

代償分割時の資金確保

代償分割とは、遺産の分割に当たって共同相続人などのうちの1人又は数人に相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して債務を負担する方法です。

例えば、相続財産が自宅である不動産のみ、相続人が子供3人(A,B,C)とします。自宅は被相続人と同居していたAが引き続き居住するため、自宅を売却して3等分するわけにはいきません。

こういう場合に、Aが自宅不動産を全部相続し、その代償としてBとCに対して現金を支払う手法が代償分割です。

代償分割をするには資金が必要となりますので、生命保険を活用できます。

具体的には、契約者・被保険者=被相続人、受取人=Aとする終身保険に加入します。

受取人をBやCにしてしまうと、その保険金はそれぞれの固有財産とされるため、遺産分割で受け取ったことにならないからです。



会社概要

会社名	M^{oney}-c マネーコンシェルジュ 税理士法人	Bs 会社売るなら、ビジサク! ビジネスサクセッション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金 9:00～17:30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9人 (税理士3人、グループ全体)	
資本金	2,000万円 (グループ全体)	
設立	2003年	2007年
業務内容	<p>税務会計業務全般 (電子申告対応) / 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M&A 支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務</p> <p>◎『認定経営革新等支援機関』に認定</p>	<p>M&Aに関する仲介、斡旋、アドバイザー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など</p>
決算期	12月	12月
取引銀行	三井住友銀行 南森町支店	三井住友銀行 赤坂支店
ネットワーク	<p>株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセッション」 / NPO法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など</p>	
アクセス	<p>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ JR：東武線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ 車：阪神高速「南森町」下車すぐ</p>	<p>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」②出口徒歩8分 東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」③北出口徒歩10分 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」②出口徒歩10分</p>